令和８年度　第１回
新上五島町雇用機会拡充事業
公募要領

令和７年１０月

長崎県新上五島町

目次

１．	事業の目的	・・・・	3
２．	公募の期間	・・・・	3
３．	個別相談会	・・・・	3
４．	補助対象者	・・・・	3
５．	事業の実施要件	・・・・	4
６．	雇用に関する要件	・・・・	5
７．	事業計画期間	・・・・	6
８．	補助対象期間と経費	・・・・	7
９．	補助率と補助金の上限額	・・・・	7
１０．	事業計画書の作成	・・・・	8
１１．	応募手続き	・・・・	8
１２．	審査選定	・・・・	9
１３．	補助金の返還について	・・・・	11
１４．	事業実績報告書の作成	・・・・	11
１５．	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	・・・・	11
１６．	その他	・・・・	11
１７．	スケジュール	・・・・	12
	別表　雇用機会拡充事業の対象経費	・・・・	13
	提出必要書類	・・・・	15
	様式第１号　雇用機会拡充事業申請書	・・・・	16
	誓約書（暴力団等排除に関する誓約書）	・・・・	17
	様式第２号　雇用機会拡充事業　事業計画書	・・・・	18
	様式第２号　雇用機会拡充事業　事業計画書　記載例	・・・・	28
	個別相談会申込書	・・・・	39
	別紙　雇用機会拡充事業　収支予算書	・・・・	40

１．事業の目的

新上五島町雇用機会拡充事業は、新上五島町における持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、**雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対して、その事業資金の一部を補助**することにより、新上五島町における雇用機会の拡充を行い、定住、定着、移住の促進を図ろうとするものです。

２．公募の期間

令和７年１１月４日（火）～令和７年１２月１９日（金）１７時必着

３．個別相談会

応募の条件として、町および新上五島町商工会地域支援センターによる**個別相談会（１２月１日（月）～１２月３日（水）開催）への参加を必須**とします。

応募を検討されている方は、１１月２０日（木）までに個別相談会申込書(P. 39)に必要書類を添えて、新上五島町役場観光商工課へお申し込みください。相談時間は１事業者につき最長１時間です。

なお、別日での相談をご希望の場合や、リモートでの相談を希望される場合はその旨ご相談ください。

４．補助対象者

事業実施者は、対価を得て事業を営む個人又は法人であって、次の各号のいずれかに該当するものとします。

①新上五島町内において創業する者（事業を継承する者を含む）
②新上五島町内の事業所において事業拡大を行う者
③主として新上五島町の商品、サービス等の販売を目的として新上五島町以外の地域において創業する者

雇用機会拡充事業の実施者は、公序良俗に問題のある業種を除き、業種による制限はありません。但し、訴訟や法令順守上の問題を抱える者でなく、公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者である必要があります。

創業とは、

・個人開業若しくは会社等を設立し、新たに事業を開始すること。（新規創業）
・既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、新たに事業を開始すること。（事業承継による創業）※設備投資等を行って付加価値を向上させることが必要です。

事業拡大とは、

・既に事業を営んでいる者が、生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等を図るため、雇用拡大、設備投資等を行うこと。

５．事業の実施要件

雇用機会拡充事業を実施する者は、以下の要件を満たす必要があります。

①**雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であること。**具体的には、それぞれの場合に応じて、以下の要件を満たすことが必要です。

イ）創業の場合

事業実施後、概ね３年又は計画期間が終了する日のいずれか遅い方の日までに従業員を新たに雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大する成長性が見込まれること。

ロ）事業拡大の場合

売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費又は減価償却費の合計額を言う。以下同じ。）の増加を伴う事業拡大であって、**計画期間内にその事業拡大のために新たに従業員を雇用**し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれること。

ハ）新上五島町以外の地域において創業する場合

計画期間内に当該事業者と直接取引のある**新上五島町の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び新たな従業員の雇用に寄与**し、**補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの**

②本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するものであること。

③創業又は事業拡大に要する事業資金について、**自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること。**

（留意事項）

①ビジネスベースで成立する事業に対して補助を行うものであり、交付金を充当してどのように対価を得て事業を営むか（ビジネスモデル）が不明確な単なる施設改修、設備費等は対象外となります。地方公共団体が実施すべき事業や、行政か

らの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業は対象外です。

②**交付決定日（令和８年４月１日（水）を予定）以降の創業又は事業拡大が交付対象事業となります。**

③同一の事業者が複数の申請をすることはできません。

６．雇用に関する要件

雇用機会拡充事業は、新上五島町における雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う事業者への支援を行うものです。雇用に関する要件については、以下のとおりです。

なお、補助金による助成終了後も、雇用が継続しているかどうか確認するため、賃金台帳の確認、雇用保険加入状況の確認等のモニタリングを行います。

①**計画期間中に新しく雇用された従業員が新上五島町に居住して常用雇用されており、計画期間終了後もその雇用を継続**して頂く必要があります。（事業計画書中の「雇用創出人数」（P. 19）は、常用雇用者を雇用人数としてカウントしてください。これ以外の雇用者はカウントしません。）

※常用雇用者とは、一週間の所定労働時間が２０時間以上あり、且つ期間を定めずに雇用されている人、又は１ヶ月を超える期間を定めて雇用されている人をいいます。

②**新上五島町に居住して創業する場合には、自らを「雇用」とみなすことができます**が、事業実施年度を含めて３年度以内に、更に１名以上の雇用を創出していただく必要があります。

③冬季間に閉業する宿泊施設など季節要因等による閉業期間がある場合には、その期間は雇用を継続すべき期間から除くことができます。

④**交付決定日より前に雇用した従業員は、「新たに雇用した者」には該当しません。**

⑤雇用した者が退職、解雇等となった場合については、速やかに別の者を雇用する必要があります。

⑥雇用機会拡充事業は、地域社会を維持することを目的としていますので、事業期間終了後も継続して雇用することが求められます。事業終了後に、雇用した者を直ちに解雇、雇い止め等するような計画にあっては、雇用機会拡充事業の対象となりません。

７．事業計画期間

雇用機会拡充事業の事業計画期間は原則として交付決定日（令和８年４月１日を予定）から令和９年３月１０日（水）までの期間です。**その期間の事業計画書（P. 18～P. 27）を作成し提出**してください。

ただし、新上五島町では、以下の類型に該当する事業を実施しようとする者については、地域社会維持にとって特に重要であると認められれば、最長で５年間の計画期間での事業計画の申請を受け付けることとしています。なお、複数年の事業計画申請が受け付けられた場合であっても、事業採択の可否は年度ごとに判断することとなります。なお、国の交付金事業が終了した場合は、受け付けた事業計画期間に関わらず以降の補助金は交付できませんのでご留意ください。

新上五島町が特に重要であると認める事業は次のとおりです。

①有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針の記載内容（島と国内外との間で人が交流し、モノ・カネの対流と島内経済の拡大を生み出すような事業。例：島の産品のブランド化・販路拡大・付加価値向上、地域商社機能の創出、島全体の人材確保・派遣機能の創出、宿泊施設の魅力向上・協業化、シェアリングエコノミーの導入、ＤＭＯ機能の創出、外国人旅行客の呼び込み等）に合致する事業。

②島内の経済及び雇用を特に拡大させる効果がある事業、または「第３次新上五島町総合計画」が目指す方向性に合致し、数値目標、ＫＰＩの達成に大きく寄与すると認められる事業。

※複数年の事業計画で申請する場合は、計画期間内に新たに雇用する従業員の人数が「計画年数×１人以上」である必要があります。例えば、計画期間が３年の場合は計画期間内に新たに３名以上の従業員の雇用が必要です。
また、２年目以降の補助金申請において、事業実施者による事業が次に掲げる事由に該当する場合には、補助金の交付ができません。

①事業実施者の事業所全体における雇用者数が、前年度の補助金交付決定日における雇用者数を下回っている場合
②事業開始日が属する年度における当該事業による収入額（補助金等収入を除く）が、必要経費（売上原価、販売費、一般管理費、その他税務上必要経費と算入できる経費をいう）を上回って黒字となる場合
③毎年度行う審査委員会において事業が採択されなかった場合

８．補助対象期間と経費

今回の公募に係る補助対象期間は、補助金の交付決定日（令和８年４月１日（水）を予定）から令和９年３月１０日（水）までです。

また、補助対象経費は別表（P. 13～P. 14）のとおりですが、事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額が確認できるものに限ります。

なお、支出に当たっては以下の点に留意してください。

①事業を実施する上で必要不可欠なものに限定してください。

②交付決定日より前に契約や支出した経費は、補助対象経費に含めることはできません。補助対象期間内に契約、取得、支払いまで完了する必要があります。

③単なる老朽化した施設や設備の更新等は対象となりません。

④不動産、自家用車、その他の個人・法人の資産形成につながるもの、及びパソコン、電話、ＦＡＸ、タブレット、その他の汎用性が高く、事業に直接必要かどうか判断が不明確な物品は対象となりません。

⑤短期間しか使用しないもの等、レンタル等で対応する方が合理的であると考えられるものは、設備の設置・購入ではなくリース・レンタルで対応してください。

⑥国や地方公共団体等の他の補助事業により補助対象となっている経費については対象となりません。

⑦消費税の課税事業者について、補助対象経費の消費税分は補助対象外となります。

９．補助率と補助金の上限額

補助率と補助金の上限額は、事業計画期間１年度あたり下表のとおりです。

事業実施者は、補助対象経費の４分の１以上の額を、自己負担する必要があります。

区　　分	補助率	補助対象経費の上限額	補助金の上限額
創業	補助対象経費の４分の３	６００万円	４５０万円
事業拡大（設備投資を伴うもの）		１，６００万円	１，２００万円
事業拡大（その他）		１，２００万円	９００万円

※設備投資を伴うものとは、設備費若しくは改修費、または、これらに係る減価償却費を補

助対象とするものをいいます。

※複数年度事業計画に係る事業において、「事業拡大（設備投資を伴うもの)」の区分で申請できるのは、事業計画期間中のいずれか１年度に限ります。

１０．事業計画書の作成

事業の応募には、事業計画書（P.18～P.27）の作成が必要です。事業計画書には事業内容や資金計画などとともに、以下の内容について記載して下さい。なお、**事業計画書の作成にあたっては、新上五島町商工会地域支援センターからサポートを受けることができます。**

①業績評価指標の設定

本事業では、事業の効果を測り早期の自立化を促す観点から、補助金交付決定後３年後まで（これより長い計画期間で事業を実施する事業については、計画期間の終期まで）以下のいずれかの項目を業績評価指標として設定し、成果目標を定めて計画を作成して頂きます。

・付加価値額（営業利益､人件費､減価償却費の合計額）
・経常利益（営業利益及び営業外利益の和から営業外費用を控除したもの）
・売上高

②長崎県計画との整合

長崎県では、特定有人国境離島地域における地域社会の維持を目的として、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成２８年法律第３３号）第４条に規定する国の基本方針に基づき、同法第１０条に規定する長崎県計画を策定しています。この計画には、地域における雇用機会の拡充を図るための施策について記載されていますので、**申請する事業内容との整合部分について、事業計画書に記載する必要があります。**長崎県計画については、町ホームページにも掲載しています。

１１．応募手続き

事業の応募に必要な書類や応募方法は次のとおりです。

①応募に必要な書類→　提出必要書類（P.15）をご参照ください。

様式は町ホームページからもダウンロードできます。

②応募方法→　印刷した書類を郵送等で提出してください。(締切日必着)

加えて、ワード等のデータもメールで提出してください。

③応募書類の提出先及び問い合わせ先

〒857-4495　長崎県南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1

新上五島町役場　観光商工課

電話：0959-53-1131

メールアドレス：s.hamada@town.shinkamigoto.nagasaki.jp

１２．審査選定

応募があった事業について、５．事業の実施要件、６．雇用に関する要件に関する適合性等の書面審査を行い、その後、新上五島町において**審査委員会（令和８年２月２日（月）～３日（火）予定）を開催**します。**審査委員会には応募者も出席し、事業内容等の説明をおこなっていただきます。**なお、審査は以下の観点から行い、最終的には町長が事業の採否を決定します。また、応募者への審査結果の通知は、後日、書面でおこないます。

①雇用創出効果

イ）事業計画に記載された雇用が確実に確保される見込があるとともに、事業計画期間終了後も継続して雇用がなされ、さらに拡大していく見込があること。

ロ）事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。

ハ）概ね３人以上の常用雇用がなされる事業を優先的に採択することとするが、それ以外であっても、地域性（歴史、文化等に根差しており、ストーリーが語り得る可能性がある等）があるようなものについても採択する。

②事業性、成長性、継続性の判断

イ）ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて、妥当性・信頼性があること。

ロ）商品やサービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスが明確となっていること。事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。販売先等の事業パートナーが明確になっていること。

ハ）補助金による助成期間終了後も事業が継続され、売上高、付加価値額、経常利益が増加していく蓋然性が高いこと。補助金による経費負担がなくなると事業継続や生産能力の維持ができないような事業ではないこと。

③雇用機会拡充事業の趣旨への合致

イ）**島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業であること。**（代表的な例：島を代表する産品及び観光のブランド化、販路拡大、付加価値向上、流通効率化を図るものなど、主に島外の顧客を対象にして商品又はサー

ビスを提供するもの。）

ロ）離島地域であることによって生じている島内の生活や産業にとって**必要不可欠な商品、又はサービスの提供を受けることに関する条件不利性を改善する事業**であること。

ハ）新上五島町以外の地域から事業所を移転して行う事業、新上五島町以外の地域から移住して創業する事業など、**島への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業**であること。

ニ）島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働けるような環境を創出したりする等、**島内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果があるもの。**

ホ）宿泊施設や飲食店等において、施設の多言語対応や無料公衆無線 LAN（WiFi）整備、外国人向けメニュー開発を行うなど、**訪日外国人旅行者の受入環境整備を伴う事業**であること。

④資金調達の見込み

雇用機会拡充事業に採択された場合、原則、補助金交付は精算払になるため、事業を進めるにあたっては、必要な事業資金が確保されている必要があります。本事業にかかる資金計画（P.22～P.24）については確実に記載してください。

（留意事項）

事業の採択にあたっては、上記の審査基準に加え、雇用機会拡充事業の趣旨に合致しない以下のような事業については採択しないこととしておりますので、ご注意ください。

①これまでの事業で支出していた経費の肩代わり、単なる老朽化設備・施設の更新・改修費、元々採用が予定されていた者の人件費など、創業・事業拡大と支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業。

②主に島内の顧客を対象にして商品又はサービスを提供する事業であって、島内の同業他社との差別化を図ることが難しい商品、又はサービスに係る事業であって、その者のみを支援すると同業他社との競争関係を歪めかねないもの。

③短期的な需要や官公需を当て込んだ事業。

④どのように対価を得て事業を営むか不明確な事業、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業。

⑤他の補助金で実施した方が明らかに適切であると思われる事業。

１３．補助金の返還について

計画した雇用人数を満たさない場合については、補助金の全て又は一部の返還が生じる場合があります。また、次のいずれかに該当した場合は、補助金の支払いが完了した後であっても交付決定の取り消し又は変更を行い、補助金の全て又は一部の返還が生じることもあります。

①偽り又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

②その他、町長が補助金の交付が適当でないと認めたとき。

１４．事業実績報告書の作成

採択された事業実施者は、事業実施年度に加え、事業実施期間（複数年度事業については、最終年度）の翌年度から３年間の事業実施状況について、事業実績報告書の提出が必要です。提出様式や提出期限等の詳細については、別途、採択事業者へお知らせいたします。

１５．特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金

国（内閣府）では、本補助金と併せて、別途、特定有人国境離島地域活動支援利子補給事業を実施しており、指定金融機関から無利子（低利）融資（最長５年間（元金据置あり）融資上限額 7,200 万円）が受けられる可能性があります。ご利用を検討される方は、以下の金融機関まで直接お問い合わせください。

・㈱十八親和銀行
・ごとう農業協同組合
・九州信用漁業協同組合連合会

１６．その他

・採択された事業実施者については、その事業内容とともに町ホームページ等で公表します。
・採択された事業の進捗状況や雇用状況等を確認するため、町担当者または町が委託した専門家等が事業実施者を訪問等により調査することがありますので、ご協力をお願いいたします。

１７．スケジュール

公募開始から補助金支払までの主な流れ

時　期	新上五島町	事業者
令和７年１１月　４日（火）	公募開始	
	←	質問等
令和７年１２月　１日（月）～ 令和７年１２月　３日（水）	個別相談会（要申込：11/20(木)申込締切）	
令和７年１２月１９日（金）	公募締切	
令和８年　２月　２日（月）～ 令和８年　２月　３日（火）	審査委員会 ←	事業内容の説明
令和８年　３月下旬	事業実施者の決定 →	
	←	補助金交付申請書提出
令和８年　４月　１日（水）	交付決定通知（予定） →	事業開始
令和９年　３月１０日（水）		補助対象期間終了
令和９年　３月１０日（水）	実績報告確認 ←	実績報告書提出
令和９年　３月下旬	←	補助金請求
	補助金支払 →	
	補助金交付額確定通知 →	

別表　**雇用機会拡充事業の補助対象経費**

対象経費	経費内容
設備費、システム費又はこれらに係る減価償却費	➢ 創業又は事業拡大に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事を含む） ➢ 創業又は事業拡大に必要なソフトウェア･情報システムの購入･構築、借用・利用に要する経費 ➢ 上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費 ➢ 上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用 ➢ 上記に係る減価償却費 注）設備費及び設備費に係る減価償却費は、複数年計上できますが、同一設備において､設備費と減価償却費の両方を計上することはできません。 注）中古品については、価格設定の適正性が明確なものに限ります。 注）売上増加につながらない単なる老朽化設備･施設の更新は対象になりません。 注）土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象になりません。
改修費又はこれに係る減価償却費	➢ 事業の用に供する建物および建物付属設備の改修費（増築や改築を含む。建物と住居等が明確に分かれているものに限る。） ➢ 創業又は事業拡大に伴い、特定有人国境離島地域外から新たに雇用する従業員の居住の用に供する建物及び建物附属設備の改修費（増築や改築を含む。代表者、役員及びその親族（三親等以内）が居住の用に供する場合を除く。） ➢ 上記に係る減価償却費 注）改修費に係る減価償却費は、複数年計上できますが、改修費を計上できるのは、事業期間のうち１年間のみです。 注）土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象外です。
広告宣伝費	➢ 広告掲載費、ホームページ、パンフレット、ＤＭ製作・配布・郵送費 ➢ 商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等） ➢ 創業又は事業拡大のために新たに雇用する従業員の求人・選考に係る費用（求人広告の掲載、求職者向けのセミナー・会社説明会への出展費用等）

店舗等借入費	➢ 創業又は事業拡大のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料（店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。）
人件費	➢ 創業又は事業拡大に必要な従業員の給与、賃金（事業拡大の場合には、新たに雇用する者に係るものに限ります。） ➢ 創業・事業拡大に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金（事業拡大の場合には、事業拡大に伴って新たに雇用する者に限ります。） ➢ 給与・賃金は１人あたり常勤雇用の場合は、月額 35 万円、非常勤雇用の場合は、月額 20 万円、パート・アルバイトは日額 8 千円/人を上限とします。 注）代表者、役員（創業者、雇用主等）及びその親族（生計を一にする三親等以内）に対する人件費は対象となりません。
研究開発費	➢ 創業又は事業拡大のための商品又はサービスの研究開発に係る経費（市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等へ謝金、旅費等）
島外からの事務所移転費	➢ 新上五島町外から新上五島町内への事業所移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費その他移転にかかる諸経費
従業員の教育訓練経費	➢ 従業員の資格取得（新上五島町内で取得できないもの）・研修・講習受講にかかる経費（創業又は事業拡大に直接必要なものに限る。） 注）求職者の人材育成にかかる経費や、創業・事業拡大に伴わない教育訓練費は対象になりません。

提出必要書類

申請書類	部数
１．雇用機会拡充事業申請書（様式第１号）	各１部
２．誓約書（暴力団等排除に関する誓約書）	
３．雇用機会拡充事業　事業計画書（様式第２号）	

	添付書類	部数
創業	◆住民票 ◆町に未納がない証明 ◆その他必要な書類 積算明細書、見積書など経費の詳細が分かる資料	各１部
事業拡大	個人事業主の場合 ◆住民票 ◆町に未納がない証明 ◆直近２年分の確定申告書一式（税務署受付印のあるもの） ◆その他必要な書類 積算明細書、見積書など経費の詳細が分かる資料	各１部
	法人の場合 ◆町に未納がない証明 ◆定款 ◆履歴事項全部証明書 ◆直近２期分の決算書（貸借対照表、損益計算書） ◆直近２期分の事業報告書、貸借対照表（NPO 等の場合） ◆その他必要な書類 積算明細書、見積書など経費の詳細が分かる資料	

※上記の他、審査のために必要な書類の提出を求めることがあります。

※提出された事業計画書や添付書類は、Ａ４サイズにサイズを整え、両面モノクロコピーして審査委員に配布します。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

新上五島町長　様

申請者　　住　所
氏　名

雇用機会拡充事業申請書

標題について、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

１．事　業　名　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿事業

２．関 係 書 類　　１．雇用機会拡充事業 事業計画書（様式第２号）
２．その他必要な書類

令和　　年　　月　　日

新上五島町長　石田　信明　様

申請者　　住所
氏名
㊞

誓約書

私は、令和８年度新上五島町雇用機会拡充事業補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、町が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

※ チェック欄（誓約する場合、□ にチェックを入れてください。）

□　自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他町長が認めるもの

□　補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

□　暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

□　暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに町に報告するとともに、警察に通報します。

□　禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではありません。

※町では、新上五島町暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

様式第２号（第６条関係）

雇用機会拡充事業　事業計画書（新上五島町）

記入日：　年　月　日

１．申請者概要（※1）

<table>
<tr><td>ふりがな
事業者名</td><td colspan="2"></td><td>区　分</td><td colspan="2">□法人　□個人</td></tr>
<tr><td>ふりがな
代表者氏名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td colspan="2">□大正　□昭和　□平成
年　月　日（　　歳）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地</td><td colspan="2" rowspan="2">〒</td><td>TEL</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>FAX</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>担当者連絡先</td><td colspan="5">（氏名）　　（E-mail）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">（TEL）　　（FAX）</td></tr>
<tr><td>現在行っている
事業の概要
（※2）</td><td colspan="5">設立（創業）：　年　月　日
事業の概要：</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資本金又は
出資金
（※2）</td><td rowspan="2">千円</td><td colspan="2">事業者全体の雇用者数
（週 20 時間以上勤務する雇用者数、役員を含む）（※2）</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td>うち、特定有人国境離島地域内における雇用者数
（週 20 時間以上勤務する雇用者数、役員を含む）（※2）</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">職歴
（※3）</td><td colspan="5">年　月</td></tr>
<tr><td colspan="5">年　月</td></tr>
<tr><td colspan="5">年　月</td></tr>
<tr><td rowspan="3">過去の申請の
有無</td><td colspan="5">□　今回初めて雇用機会拡充事業に申請する</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　現在、雇用機会拡充事業を実施中である（　年度目）</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　過去に雇用機会拡充事業を実施したことがある</td></tr>
</table>

（※1）　事業計画書提出時点の情報を記載してください。

（※2）「2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要」の「申請区分」が「創業」の場合等、事業計画書提出時に事業を行っていない場合は記載不要です。

（※3）「2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要」の「申請区分」が「事業拡大」の場合、記載不要です。

2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要

申請区分	□創業　□事業拡大　□新上五島町外の創業	
事業計画期間 （※1）	（事業開始日）　年　月　日　～　（事業終了日）　年　月　日	
雇用創出人数 （※2）	事業計画期間内に、新たに雇用する予定の人数（週20時間以上勤務する雇用者数で、役員を含む）	人
該当する 選定基準 （※3）	□ア　島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業である	
	□イ　離島地域であることによって生じている島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスの提供を受けることに関する条件不利性を改善する事業である	
	□ウ　新上五島町以外からの地域から事業所を移転して行う事業、新上五島町以外の地域から移住して創業する事業など、島への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業である	
	□エ　島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働くことができる環境を創出したりする等、島内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果がある	
	□オ　宿泊施設や飲食店等において、施設の多言語対応や無料公衆無線 LAN（wi-fi）整備、外国人向けメニュー開発を行うなど、訪日外国人旅行者の受け入れ環境整備を伴う事業である	
事業概要 （※4）	1. 既存事業の概要（※申請区分が「創業」の場合は記入不要です。） 2. 新たに拡大する事業の概要 事業所の場所 ・離島名： ・所在地： 事業概要 背景（動機）、事業性、成長性、継続性等	

事業内容と都道県計画との整合性、基本方針との関連性	

（※1）交付決定予定日から実績報告書提出予定日までの日付を記入してください。複数年度事業（年度を跨ぐものを含む）の場合、事業開始日は初年度の交付決定予定日を、事業終了日は最終年度の実績報告書提出予定日を記入してください。

（※2）申請区分が「創業」の場合で代表者が離島地域に居住する場合、代表者を人数に含めてください。

（※3）最も合致する基準項目を一つ選択してください。

（※4）申請区分が「事業拡大」の場合、既存事業と新たに拡大する事業の内容をそれぞれ明確に記入してください。

3. 当該年度に係る交付対象経費明細(※1)

費 目	交付対象経費(単位:円)		経費の内訳 (消費税抜)
	(消費税込)	(消費税抜)	
(1) 設備費又はこれに係る減価償却費			
(2) 改修費又はこれに係る減価償却費			
(3) 広告宣伝費			
(4) 店舗等借入費			
(5) 人件費(※2)			
(6) 研究開発費			
(7) 島外からの事業所移転費			
(8) 従業員の教育訓練経費			
合 計			

(※1)当該会計年度の経費を記入してください。複数年度事業(年度を跨ぐものを含む)の場合、事業計画期間における全ての経費を会計年度ごとに作成することとし、次年度以降の交付対象経費については「7. 事業計画期間に係る経費」に記入してください。

(※2)人件費の内訳は、「常勤雇用」「非常勤雇用」「パート・アルバイト」のいずれにあたるのかを明確にした上で積算金額(単価、人数、月数(日数)等)を記入してください。

４－１．事業計画に係る資金計画（　年　月～　年　月）

事業に必要な資金		金額（千円）	資金調達の方法	金額（千円）
設備資金			(1) 自己資金 (2) 金融機関からの借入① (3) その他（親族からの借入、本交付金以外の補助金等） (4) 本交付金（補助金） ＜補助金交付までの手当＞ （自己資金 金融機関からの借入② その他（親族からの借入等））	
	（小計）			
運転資金				
	（小計）			
合計			合計	

（※1）事業開始予定日から一年間程度の資金計画を記入してください。

（※2）「事業に必要な資金」の合計額と「資金調達の方法」の合計額が一致するように記入してください。

（※3）資金調達の方法に「金融機関からの借入」がある（予定している）場合、次頁「４－２．金融機関からの借入金の調達状況」の該当する箇所にチェック（✔）してください。

（※4）本事業実施にあたり、本交付金以外の補助金（国、都道県、市町村）の支給を受ける（予定）／受けている場合、「４－３．他の補助金等の利用状況」を記入してください。

（※5）金額は消費税込みの金額で記入してください。

４－２. 金融機関からの借入金の調達状況

■上記「(2) 金融機関からの借入①」に係る資金 【金額:　　千円】

✔	金融機関からの借入金に係る調達状況等
	既に調達済み（本事業の採択を前提に融資の確約を得ている場合を含む） 金融機関名:
	未調達（以下①～③の中から具体的な状況に✔をつけてください）
	① 本事業計画期間中に調達できる見込み（既に金融機関に相談しており、具体的に調達のめどが立っている） 金融機関名:
	② 本事業計画期間中に調達できる見込み（既に金融機関に相談しているが、まだ調達の目途は立っていない） 金融機関名:
	③ 将来的に調達する見込み（未だ金融機関に相談していない）
	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金を申し込む（予定）

■上記「(4) 本交付金(補助金)」の「金融機関からの借入②」に係る資金 【金額:　　千円】

✔	金融機関からの借入金に係る調達状況等
	既に調達済み（本事業の採択を前提に融資の確約を得ている場合を含む） 金融機関名:
	未調達（以下①～③の中から具体的な状況に✔をつけてください）
	① 本事業計画期間中に調達できる見込み（既に金融機関に相談しており、具体的に調達のめどが立っている） 金融機関名:
	② 本事業計画期間中に調達できる見込み（既に金融機関に相談しているが、まだ調達の目途は立っていない） 金融機関名:
	③ 将来的に調達する見込み（未だ金融機関に相談していない）
	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金を申し込む（予定）

（※）複数金融機関、あるいは同一金融機関から複数回融資を受ける場合は、それぞれの状況がわかるように記入してください。合計金額が「４－１. 事業計画に係る資金計画」の「金融機関からの借入」金額と一致するように記入してください。

４－３．本事業に係る他の補助金等の利用状況

国の補助金等<1>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年　月　日
国の補助金等<2>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年　月　日
都道県・市町村の補助金等<1>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年　月　日
都道県・市町村の補助金等<2>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年　月　日

5. 事業スケジュール

具体的な事業内容	
1年目	
2年目	
3年目	
4年目	
5年目	

（※1）1年目は交付決定日から1年間程度の事業内容を記載してください（2年目以降も同様）。

（※2）本交付金の事業計画期間が1年間であっても3年間の計画を策定してください。事業計画期間が3年を超える申請の場合は5年間の計画を策定してください。

6. 業績評価指標及び雇用達成計画

業績評価指標	事業実施にあたり、以下のいずれかの業績評価指標を設定（✔）してください。	
		① 付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計額）
		② 経常利益
		③ 売上高

（単位：千円）

業績評価指標 達成計画 （※）	直近年度 年 月～ 年 月期	1年度目 年 月～ 年 月期	2年度目 年 月～ 年 月期	3年度目 年 月～ 年 月期	4年度目 年 月～ 年 月期	5年度目 年 月～ 年 月期
①付加価値額						
（営業利益）						
（人件費）						
（減価償却費）						
②経常利益						
③売上高						

（※）上記「業績評価指標」で設定した指標（①～③のいずれか）について、数値目標を記入してください。
なお、指標は補助金収入を除いた金額としてください。

雇用達成計画	直近年度 R7年3月末	1年度目 R9年3月末	2年度目 R10年3月末	3年度目 R11年3月末	4年度目 R12年3月末	5年度目 R13年3月末
特定有人国境離島地域内における雇用者数	人	人	人	人	人	人
うち、雇用機会拡充事業における雇用者数	人	人	人	人	人	人

7. 事業計画期間に係る経費（複数年度にわたる事業計画のみ）

（単位：千円）

	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
設備費又はこれに係る減価償却費	（内訳）	（内訳）	（内訳）	（内訳）	（内訳）
（小計）					
改修費又はこれに係る減価償却費	（内訳）	（内訳）	（内訳）	（内訳）	（内訳）
（小計）					
その他					
合　計					

（※）消費税抜の金額を記載してください。

8. 雇用の募集状況

■事業実施期間（1年目）に行う雇用の募集状況についてご記入ください。

✔	募集状況（1年目）
	①既に目処が立っている　≪人数：　　名分≫ 雇用の開始時期： 予定している方の住所：　　島内　・　島外県内　・　県外
	②現在募集中（目処は立っていない）　≪人数：　　名分≫ 募集期間： 現在募集している方法：
	③今後募集を開始する（目処は立っていない）　≪人数：　　名分≫ 募集の開始時期： 募集を行う予定の方法：

（※1）創業予定で申請者自身を雇用とする計画をしている場合、①に記載してください。

（※2）複数人の雇用を計画している場合、計画している人数分について分かるように記載してください。

【記載例】

雇用機会拡充事業　事業計画書（新上五島町）

記入日：令和x年x月x日

1．申請者概要（※1）

ふりがな 事業者名	ゆうじんりとう 株式会社　有人離島	区　分	☑法人　□個人
ふりがな 代表者氏名	りとう　ゆうこ 離島　有子	生年月日	□大正　□昭和　☑平成 元年　1月　23日（　33 歳）
所在地	〒●●●-●●●● ●●県**市▲▲町 123	TEL	0123-45-6789
		FAX	
担当者連絡先	（氏名）　海洋　一郎	（E-mail）	Kaiyo@●●●.jp
	（TEL）　0123-45-6789	（FAX）	0123-45-0000
現在行っている事業の概要（※2）	設立（創業）：平成XX年〇月、親から事業承継（平成XY年〇月に法人化） 事業の概要：●●県▲▲島にて、トマトを主とした野菜の有機栽培を行っている。		
資本金又は出資金（※2）	5,000 千円	事業者全体の雇用者数（週 20 時間以上勤務する雇用者数、役員を含む）（※2）	5人
		うち、特定有人国境離島地域内における雇用者数（週 20 時間以上勤務する雇用者数、役員を含む）（※2）	5人
職歴（※3）	年　月		
	年　月		
	年　月		
過去の申請の有無	☑ 今回初めて雇用機会拡充事業に申請する		
	□ 現在、雇用機会拡充事業を実施中である（　年度目）		
	□ 過去に雇用機会拡充事業を実施したことがある		

（※1） 事業計画書提出時点の情報を記載してください。

（※2） 「2．雇用機会拡充事業に係る事業概要」の「申請区分」が「創業」の場合等、事業計画書提出時に事業を行っていない場合は記載不要です。

（※3） 「2．雇用機会拡充事業に係る事業概要」の「申請区分」が「事業拡大」の場合、記載不要です。

【記載例】

2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要

申請区分	□創業　☑事業拡大　□新上五島町外の創業	
事業計画期間（※1）	（事業開始日）令和8年4月1日　～　（事業終了日）令和9年3月10日	
雇用創出人数（※2）	事業計画期間内に、新たに雇用する予定の人数（週20時間以上勤務する雇用者数で、役員を含む）	3人
該当する選定基準（※3）	☑ア　島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業である	
	□イ　離島地域であることによって生じている島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスの提供を受けることに関する条件不利性を改善する事業である	
	□ウ　新上五島町以外からの地域から事業所を移転して行う事業、新上五島町以外の地域から移住して創業する事業など、島への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業である	
	□エ　島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働くことができる環境を創出したりする等、島内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果がある	
	□オ　宿泊施設や飲食店等において、施設の多言語対応や無料公衆無線 LAN（wi-fi）整備、外国人向けメニュー開発を行うなど、訪日外国人旅行者の受け入れ環境整備を伴う事業である	
事業概要（※4）	1. 既存事業の概要（※申請区分が「創業」の場合は記入不要です。） 平成 XX 年〇月に●●県▲▲島において家業の農家を継ぎ、有機栽培にこだわった農業を営んでいる。平成 XY 年〇月に株式会社化した。主にトマトを主軸に季節の野菜を育てており、育てた野菜は、島内向けの販売だけでなく、島のブランド品として JA 等を通じて島外にも幅広く販売している。また、一部の野菜は島内で加工を行っている事業者に依頼し、ジュースやピクルスなどに加工され、土産物として販売されている。 4. 新たに拡大する事業の概要 事業所の場所 ・離島名：中通島 ・所在地：●●県＊＊市▲▲町 456 事業概要 本交付金を活用し、農産加工品を製造・販売するための設備投資を行い、売上増を図るための事業拡大を行う。	

	背景（動機）、事業性、成長性、継続性等 （1）背景（動機） ・ 自分（申請者）は▲▲島の出身で、大学を機に上京し、東京のホテルで勤務をしていたが、7 年前に U ターンして家業の農家で働きながら経験を積み、3 年前に家業を継いだ。有機栽培にこだわった野菜は島の風土も加わり、非常に味も良く、徐々に知名度も上がってきている。一方、島に来る観光客や東京の知人からは、島で食べた美味しい野菜を本土に帰ってからも楽しめるように、日持ちがするジュース、パスタソース、ピクルス等を求める声も多数届くようになった。 ・ 現在、島内の加工事業者に依頼してジュース等を作ってはいるが、製造量や種類のバリエーションも少なく、且つ提供の方法も島内の土産店に置いてあるのみで、購入機会が限定的となっていることから、自分の作った野菜を様々な方法で本土（遠方）の人たちにも是非味わって頂きたいと考え、これまで顧客ニーズを調べ、メニューの考案や試作を行ってきた。先日、野菜ソムリエの資格を取得したこともあり、この機会を捉えて自ら農産加工品を製造・販売するための設備投資を行い、売上増を図るための事業拡大を行いたい。 ・ 具体的な事業計画は以下の通り。 （2）コンセプト 自家栽培の安心安全な有機野菜を使った商品を提供し、島のおいしさをご自宅で気軽に楽しんでいただくと共に、島のブランド化に貢献し、交流人口の増加に繋げる。 ・ 商品： トマトと季節野菜を使ったパスタソース、ディップソースの他、ミネストローネ（スープ）、ラタトゥユ、カレーのパウチ（徐々に商品数を増やしていく考え）。 ・ ターゲットの顧客： 気軽に自宅で料理を楽しみたい人、健康的で安心安全なものを食べたいと思っている子育て世代。 ・ 商品の販売方法： 島内及び県内の土産物店での販売、オンライン販売。展示会・商談会等、本土でのイベントに出店。 （3）現状分析等 ・ 市場分析：総務省が発表している「家計調査報告」のデータをもとに、中食に該当する食品にかかわる購入性向の推移を確認すると、主食系の調理食品は 20XX 年から毎年平均●%増と、好調に推移しており、自宅での食事を楽しむ方が増えている傾向が見て取れる。同調査から調理食品の消費支出傾向を見ても、同様に 20XX 年から●%増加している。今後は新しい生活様式として自宅で過ごす時間も長くはなるが、一方でテレワークなど自宅での勤務もあり、手軽に自宅で食事が楽しめるレトルトや瓶詰めなどの加工品の消費も好調に推移すると予想され、また、外食を制限しつつ自宅での食材にこだわる（高価格）傾向も見られることから、将来的にも安定した市場であると考える。 ・ 自社の強み、優位性：原材料となる野菜を自家栽培していることにより、安定した仕入れが可能となる。自らが育てた野菜であり、安全性にも自信をもって提供することができる。また、地元（島）出身であること、野菜ソムリエの資格を有してお

	り、野菜の栄養価、素材に合わせた調理法に関する知見を有しているため、こだわりをもった商品開発ができ、他社との差別化も図れる。 （4）販売促進方法 ・ 島内、県内の土産物店での販売。オンラインでの販売。展示会や本土でのイベントに参加し、出張販売を行う。 ・ 島で採れる野菜の旬の時期、おすすめの調理法（焼く、蒸す、煮る、炒める等）等が一目でわかる野菜マップを活用し、お客様がイメージしやすい工夫をする。 ・ 有機野菜ついて、生産者の紹介、品種、栽培、収穫時の工夫、商品については野菜ソムリエ監修のこだわりポイント、といった情報を発信する。また、近々収穫予定の野菜や商品についての情報も発信することで、次回の購入につなげる。 ・ リーフレットやショップカードをフェリー発着場所近く（観光協会に協力依頼）に置く。自治体が発行する島内案内パンフレットや小冊子等への掲載を通じ、観光客へ売り込む。 ・ ターゲット顧客層に人気のある雑誌やサイトなどでの広告掲載、フェイスブック、インスタグラム、ユーチューブ等を活用し、有機野菜の知識、食材のこだわり、商品を使ったレシピの公開をし、オンライン販売へ誘導する。 ・ 主に贈答用として、島内の他事業者（パスタ等の麺類製造、オリーブオイル、塩、コメ、クラフトビール等）と連携したセット商品も販売することで、島内の他事業者との連携を強め、島全体での販売強化につなげる。 （5）販売計画 ・ 1 年目 売上 X,XXX 千円 （ﾊﾟｽﾀｿｰｽ ****千円、ﾃﾞｨｯﾌﾟｿｰｽ ****千円 ） ・ 2 年目 売上 XX,XXX 千円 （ﾊﾟｽﾀｿｰｽ ****千円、ﾃﾞｨｯﾌﾟｿｰｽ ****千円、ｽｰﾌﾟ ****千円 ） ・ 3 年目 売上 XX,XXX 千円 （ﾊﾟｽﾀｿｰｽ ****千円、ﾃﾞｨｯﾌﾟｿｰｽ ****千円、ｽｰﾌﾟ ****千円、ﾗﾀﾄｩﾕ ****千円 ） ※詳細は別紙のとおり
事業内容と都道県計画との整合性、基本方針との関連性	長崎県計画の「民間事業者の創業・事業拡大等の促進」における、地域資源を生かした島外需要の取り込みに該当する。

（※1）交付決定予定日から実績報告書提出予定日までの日付を記入してください。複数年度事業（年度を跨ぐものを含む）の場合、事業開始日は初年度の交付決定予定日を、事業終了日は最終年度の実績報告書提出予定日を記入してください。

（※2）申請区分が「創業」の場合で代表者が離島地域に居住する場合、代表者を人数に含めてください。

（※3）最も合致する基準項目を一つ選択してください。

（※4）申請区分が「事業拡大」の場合、既存事業と新たに拡大する事業の内容をそれぞれ明確に記入してください。

【記載例】

3．当該年度に係る交付対象経費明細（※1）

費　目	交付対象経費（単位：円）		経費の内訳 （消費税抜）
	（消費税込）	（消費税抜）	
(9) 設備費又はこれに係る減価償却費	5,758,023	5,234,567	作業台、シンク、搾汁機、真空包装機、大型冷蔵庫
(10)改修費又はこれに係る減価償却費	3,300,000	3,000,000	加工場改修（撥水整備等）
(11)広告宣伝費	605,000	550,000	パッケージデザイン、展示会、商談会出店費用、HP 制作
(12)店舗等借入費	1,056,000	960,000	加工場家賃（80,000 円/月）×12 月
(13)人件費（※2）	5,800,000	5,800,000	常勤雇用 25 万円/月×10 月×2 人 パート千円/時×80H×10 月×1 人
(14)研究開発費	660,000	600,000	新商品開発費
(15)島外からの事業所移転費			
(16)従業員の教育訓練経費			
合　計	17,179,023	16,144,567	

（※1）当該会計年度の経費を記入してください。複数年度事業（年度を跨ぐものを含む）の場合、事業計画期間における全ての経費を会計年度ごとに作成することとし、次年度以降の交付対象経費については「7．事業計画期間に係る経費」に記入してください。

（※2）人件費の内訳は、「常勤雇用」「非常勤雇用」「パート・アルバイト」のいずれにあたるのかを明確にした上で積算金額（単価、人数、月数（日数）等）を記入してください。

【記載例】

４－１．事業計画に係る資金計画（令和８年４月～令和９年３月）

事業に必要な資金		金額（千円）	資金調達の方法	金額（千円）
設備資金	中古建物（加工場）	4,400	(5) 自己資金	3,579
	作業台、シンク	1,358		
	搾汁機、真空包装機	3,300	(6) 金融機関からの借入①	6,000
	大型冷蔵庫	1,100		
	加工場改修（排水設備等）	3,300	(7) その他（親族からの借入、本交付金以外の補助金等）	0
			(8) 本交付金（補助金）	12,000
			＜補助金交付までの手当＞	
			自己資金	2,000
			金融機関からの借入②	10,000
			その他（親族からの借入等）	
	（小計）	13,458		
運転資金	広告宣伝費	605		
	加工場賃料	1,056		
	人件費	5,800		
	試作品開発	660		
	（小計）	8,121		
合計		21,579	合計	21,579

（※）事業開始予定日から一年間程度の資金計画を記入してください。

（※）「事業に必要な資金」の合計額と「資金調達の方法」の合計額が一致するように記入してください。

（※）資金調達の方法に「金融機関からの借入」がある（予定している）場合、次頁「４－２．金融機関からの借入金の調達状況」の該当する箇所にチェック（✔）してください。

（※）本事業実施にあたり、本交付金以外の補助金（国、都道県、市町村）の支給を受ける（予定）／受けている場合、「４－３．他の補助金等の利用状況」を記入してください。

（※）金額は消費税込みの金額で記入してください。

【記載例】

４－２. 金融機関からの借入金の調達状況

■上記「(2) 金融機関からの借入①」に係る資金 【金額： 6,000 千円】

✔	金融機関からの借入金に係る調達状況等
	既に調達済み（本事業の採択を前提に融資の確約を得ている場合を含む） 金融機関名：
	未調達（以下①～③の中から具体的な状況に✔をつけてください）
✔	④ 本事業計画期間中に調達できる見込み（既に金融機関に相談しており、具体的に調達のめどが立っている） 金融機関名：▲▲銀行
	⑤ 本事業計画期間中に調達できる見込み（既に金融機関に相談しているが、まだ調達の目途は立っていない） 金融機関名：
	⑥ 将来的に調達する見込み（未だ金融機関に相談していない）
	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金を申し込む（予定）

■上記「(4) 本交付金(補助金)」の「金融機関からの借入②」に係る資金 【金額： 10,000 千円】

✔	金融機関からの借入金に係る調達状況等
	既に調達済み（本事業の採択を前提に融資の確約を得ている場合を含む） 金融機関名：
	未調達（以下①～③の中から具体的な状況に✔をつけてください）
	④ 本事業計画期間中に調達できる見込み（既に金融機関に相談しており、具体的に調達のめどが立っている） 金融機関名：
✔	⑤ 本事業計画期間中に調達できる見込み（既に金融機関に相談しているが、まだ調達の目途は立っていない） 金融機関名：●●銀行
	⑥ 将来的に調達する見込み（未だ金融機関に相談していない）
✔	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金を申し込む（予定）

（※）複数金融機関、あるいは同一金融機関から複数回融資を受ける場合は、それぞれの状況がわかるように記入してください。合計金額が「４. 事業計画に係る資金計画」の「金融機関からの借入」金額と一致するように記入してください。

【記載例】

４－３．本事業に係る他の補助金等の利用状況

国の補助金等<1>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年　月　日
国の補助金等<2>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年　月　日
都道県・市町村の補助金等<1>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年　月　日
都道県・市町村の補助金等<2>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年　月　日

【記載例】

5. 事業スケジュール

	具体的な事業内容
1年目	令和8年度 10月　加工場改修、ホームページ制作 11月　3名雇用（常用　2　名、ﾊﾟｰﾄ　1 名）、新規雇用者への実務研修開始 11月　加工開始 12月　販売開始 春以降　新商品開発開始、展示会・商談会等へ出展
2年目	令和9年度 既存商品の増産 展示会・商談会等のイベントに出展（臨時雇用　1 名） 新商品販売開始
3年目	令和10年度 耕作面積拡大、商品の増産 加工場に（常用）1 名雇用 展示会・商談会等のイベントに出展 オンライン広告宣伝・販売を強化
4年目	
5年目	

（※）1年目は交付決定日から1年間程度の事業内容を記載してください（2年目以降も同様）。

（※）本交付金の事業計画期間が1年間であっても3年間の計画を策定してください。事業計画期間が3年を超える申請の場合は5年間の計画を策定してください。

【記載例】

6. 業績評価指標及び雇用達成計画

業績評価指標	事業実施にあたり、以下のいずれかの業績評価指標を設定（✔）してください。	
		④ 付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計額）
		⑤ 経常利益
	✔	⑥ 売上高

（単位：千円）

業績評価指標 達成計画 （※）	直近年度 R7 年 4 月～ R8 年 3 月期	1年度目 R8 年 4 月～ R9 年 3 月期	2年度目 R9 年 4 月～ R10 年 3 月期	3年度目 R10 年 4 月～ R11 年 3 月期	4年度目 年 月～ 年 月期	5年度目 年 月～ 年 月期
① 付加価値額						
（営業利益）						
（人件費）						
（減価償却費）						
② 経常利益						
③ 売上高	4,000	5,000	13,000	15,000		

（※）上記「業績評価指標」で設定した指標（①～③のいずれか）について、数値目標を記入してください。
なお、指標は補助金収入を除いた金額としてください。

雇用達成計画	直近年度 R7年3月末	1年度目 R9年3月末	2年度目 R10年3月末	3年度目 R11年3月末	4年度目 R12年3月末	5年度目 R13年3月末
特定有人国境離島地域内における雇用者数	5人	8人	8人	8人	人	人
うち、雇用機会拡充事業における雇用者数	0人	3人	3人	3人	人	人

【記載例】

7. 事業計画期間に係る経費（複数年度にわたる事業計画のみ）

（単位：千円）

	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
設備費又はこれに係る減価償却費	（内訳） 加工場設備 1,235 搾汁機等 3,000 冷蔵庫 1,000	（内訳）	（内訳）	（内訳）	（内訳）
（小計）	5,235				
改修費又はこれに係る減価償却費	（内訳） 加工場改修 3,000	（内訳）	（内訳）	（内訳）	（内訳）
（小計）	3,000				
その他	7,910	6,789	7,890		
合　計	16,145	6,789	7,890		

※消費税抜の金額を記載してください。

8. 雇用の募集状況

■事業実施期間（1年目）に行う雇用の募集状況についてご記入ください。

✔	募集状況（1年目）
✔	①既に目処が立っている　≪人数：3名分≫ 雇用の開始時期： 予定している方の住所：島内（1名）・島外県内（2名）・県外（　名）
	②現在募集中（目処は立っていない）　≪人数：　名分≫ 募集期間： 現在募集している方法：
	③今後募集を開始する（目処は立っていない）　≪人数：　名分≫ 募集の開始時期： 募集を行う予定の方法：

※創業予定で申請者自身を雇用とする計画をしている場合、①に記載してください。

※複数人の雇用を計画している場合、計画している人数分について分かるように記載してください。

個別相談会申込書

新上五島町役場　観光商工課あて

<table>
<tr><td>申請区分</td><td colspan="3">創業　　・　　事業拡大

（申請予定の区分に〇をつけてください。）</td></tr>
<tr><td>申請者名</td><td></td><td>担当者名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3">〒

TEL（　　）　　－
FAX（　　）　　－
Email：</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>参加が
可能な
時間帯</td><td colspan="3">■参加可能な時間に〇をご記入ください。
（相談日時は、申込締切後に調整しメール等でお知らせします。）

<table><tr><td></td><td>R7.12.1(月)</td><td>R7.12.2(火)</td><td>R7.12.3(水)</td></tr><tr><td>９時～</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>１０時～</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>１１時～</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>１３時～</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>１４時～</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>１５時～</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>１６時～</td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>添付書類
（当日持参書類）</td><td colspan="3">雇用機会拡充事業　事業計画書（様式第２号）
雇用機会拡充事業　収支予算書（別紙）</td></tr>
</table>

※必要事項を記入のうえ、ＥメールまたはＦＡＸでお申し込みください。

送付先　Email：s.hamada@town.shinkamigoto.nagasaki.jp

ＦＡＸ：0959-53-1100

申込期限：令和７年１１月２０日（木）

別紙

雇用機会拡充事業　収支予算書

１．収入の部　　（単位：千円）

項目	予算額	備考
自己資金		
借入金		
今回の事業による利益		
町補助金		
その他		
収入計		

２．支出の部　　（単位：千円）

項目		予算額	備考
補助対象経費	設備費		
	改修費		
	広告宣伝費		
	店舗等借入費		
	人件費		
	研究開発費		
	島外からの事業所移転費		
	従業員の教育訓練経費		
補助対象経費　計･･･①			
補助対象外経費	設備費		
	改修費		
	広告宣伝費		
	店舗等借入費		
	人件費		
	研究開発費		
	島外からの事業所移転費		
	従業員の教育訓練経費		
	その他（　　）		
補助対象外経費　計…②			
①と②の合計			

備考　予算額欄は、消費税課税事業者は消費税抜きの額を、消費税免税事業者は消費税込みの額を記載すること。

３．町補助金額　　（単位：千円）

上記予算額欄の 補助対象事業費計･･･①	①と補助対象事業費上限額を 比較し小さい方の額･･･③	町補助金申請額(③×3/4)･･･④ ※1,000円未満の端数は、切り捨て

備考　補助対象事業費の上限額（創業の場合は 600 万円、事業拡大の場合は 1,600 万円、設備投資を伴わない事業拡大は 1,200 万円）